

消費生活用製品安全法に関する質問について

令和 6 年 11 月 27 日 製品安全課

項 目	レーザー距離計に関する PSC 表示について
【質問】	レーザー距離計は、P S C マークの対象製品となるか。
【回答】	(1) 「主として一般消費者の生活の用に供される製品」であれば、「消費生活用製品」に該当し、レーザー光（可視光線に限る。）を拡散させずに外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のものであれば、同法に基づく特定製品（携帯用レーザー応用装置）として、規制の対象製品となる。 (2) 「主として一般消費者の生活の用に供される」とは、事業者が、その事業を行う際に使用する場合以外のすべての場合をいう。したがって、事業用途に使用することを目的に設計・製造された製品であっても、主として一般家庭の使用が見込まれる汎用性がある製品や、一般家庭で使用されることが前提で販売・広報されている製品などは、対象となる。 (3) なお、「携帯用」に該当するか否かの判断に当たっては、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」を御確認いただきたい。